

## 「(仮称)杉並区パートナーシップ制度」のあらまし(たたき台)

### 1 基本的な考え方等

- 我が国では、本年11月1日現在で240を超える自治体がパートナーシップ制度を導入しており、人口カバー率（全国人口に対する当該自治体合計人口の割合）は60%を超えています。
- こうした状況の中で、本年3月の杉並区議会定例会において、パートナーシップ制度の創設に関する陳情が採択されたこと等を受け、区ではこの間、他自治体における既存の制度等の調査・研究を進めてきました。
- これらの経過を経て、杉並区基本構想（令和3年10月策定）に掲げた福祉・地域共生分野の将来像「すべての人が認め合い、支え・支えられながら共生するまち」を踏まえ、性の多様性が尊重される地域社会づくりに資する取組として、「(仮称)杉並区パートナーシップ制度」（以下「区制度」といいます。）を創設することとしました。
- 区制度は、国による法的な対応がされるまでの措置として、婚姻制度を利用できない又は利用しづらいパートナーシップ関係にある2人の生活上の不便を軽減するために創設・運用を図るものとします。
- また、区制度の根拠規定は、制度の安定性や区民・事業者に対する周知効果等を考慮し、区議会の議決を得て定める「(仮称)杉並区性の多様性が尊重される地域社会を実現するための取組の推進に関する条例」とし、令和5年4月の制度創設を目指して取り組むこととします。

### 2 区制度を利用する際の流れ

- 対象となる2人に、事前予約の上、必要書類を持参して区（区民生活部男女共同参画担当）へ届け出ていただきます。
- 区は、必要書類等を確認し、受理証を2人に交付します。

### 3 利用対象となる2人

- 性別等にかかわらず、お互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した2人で、個別条件は次のとおりとします。

個別条件	内 容
(1) 年齢要件	双方が成年に達していること。
(2) 住所要件	双方が区内在住（3か月以内に転入予定である場合を含む）であること。
(3) 婚姻等要件	双方が現に婚姻しておらず、他者とのパートナーシップ関係にないこと。
(4) 近親者等要件	双方が、民法734条による直系血族又は三親等内の傍系血族及び同法735条による直系姻族の関係にないこと。
(5) 戸籍上の性別要件	双方の性別は問わず、事実婚関係にある異性カップルも対象とする。

#### 4 届出に必要な書類

○区が用意する届出書類のほか、次の書類が必要となります。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 住民票の写し（転入予定の場合は、その事実が確認できる書類）</li><li>(2) 独身であることを証明する書類（戸籍抄本等）</li><li>(3) 本人確認のための書類（個人番号カード、運転免許証等）</li><li>(4) 通称名使用を希望する場合は、日常生活において当該通称名の使用が確認できる書類（官公庁又は勤務先等が発行した書類等）</li><li>(5) 受理証明書に、生計を一にする子の氏名の記載を希望する場合は、双方又は一方の子であることが確認できる書類（住民票の写し等）</li><li>(6) 公正証書受理証の交付を希望する場合は、公正証書の写し</li></ul> |
|--|

#### 5 区が交付する書類

○区は、必要書類を確認の上、次の書類を交付します。なお、(2)については、他の事務で徴収する手数料との均衡を考慮して有料とします。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>(1) パートナーシップ届受理証</li><li>(2) パートナーシップ届受理証カード（クレジットカードサイズで、希望する場合に交付）</li><li>(3) 公正証書受理証（希望する場合で、必要書類を添えて申し出た場合に交付）</li></ul> |
|---|

※(1)、(2)には、「双方の氏名、生年月日、住所」、「受理日」、「発行日」、「発行者氏名」、「受理証等の説明」を記載します。また、希望する場合は、「通称名」、「子の氏名、生年月日」を記載します。

#### 6 パートナーシップ関係解消時等の取扱い

○パートナーシップ関係の解消や、パートナーの双方又は一方が区外へ転出するなど、制度の対象要件を満たさなくなった場合は、区が用意するパートナーシップ届受理証等返還届に受理証（受理証カードを含む）を添えて、区へ届け出ていただきます。

○なお、返還された受理証（受理証カードを含む）は、希望に応じて穿孔処理により無効化した上で返却いたします。

#### 7 その他

○区は、各種行政サービスのうち、配偶者を対象とするサービスについて、根拠となる規定等を調査の上、可能な限り、区制度の利用者を配偶者と同様に適用していくものとします。

○また、区制度の趣旨が正しく理解され、利用した方々に公平かつ適切な対応が行われるよう、区民・事業者に対する周知・啓発活動に努めます。

○なお、東京都が本年11月に創設した「東京都パートナーシップ宣誓制度」との連携については、今後、必要な調整等を図っていくこととします。